

裁判員等経験者との意見交換会議事録

1 日時

平成27年10月14日（水）午後2時00分から午後4時30分まで

2 場所

鹿児島地方裁判所大会議室

3 主催者

鹿児島地方裁判所

4 参加者

裁判員等経験者12人（裁判員経験者10人，補充裁判員経験者2人）

鹿児島地方裁判所長 大須賀 滋（司会）

鹿児島地方裁判所裁判官 富田 敦史

鹿児島地方検察庁検察官 小林 敬英

鹿児島県弁護士会弁護士 栢 晃弘

5 議事内容等

別紙のとおり

(別紙)

第1 意見交換会

○司会者

裁判員，補充裁判員を経験された皆様には，本日お忙しいところを御出席いただきましてありがとうございます。私は，司会進行を担当いたします鹿児島地裁所長の大須賀です。どうぞよろしく申し上げます。

さて，裁判員制度が施行されて6年余り経過しておりまして，かなりの数の裁判員裁判が全国的に行われているところです。

鹿児島は，全国的に見ても比較的，裁判員裁判の数が多いので，県民の方々にも徐々に知られてきているという感じはいたしますが，他方でアンケートなどを見ますと，裁判員の経験のない方はどうなるのかちょっと不安だというようなことを回答される方も多いということもございます。

また，裁判員裁判の運営についてもまだまだ改善していくべきところもあろうかと思っておりますので，本日はそういう意味で経験された皆様方に積極的な御意見をいただければと思っております。

裁判員裁判が終わった直後のアンケートはいただいていたとは思いますが，今日，少し時間をおいて振り返ってみて，どうだったかなということを，アンケートよりも具体的な話，突っ込んだ話をお聞きできればなと思っておりますので，よろしくお願いいたします。

裁判員裁判で実際に担当された検察官，弁護人の方にもおいでいただいておりますので，是非御意見を伺いながら進めてまいりたいと思っております。

最初に，自分が裁判員裁判に参加してみてどういう感想があったかというところを，一言，二言で結構ですので発言していただいて，その後，審理の流れに沿ってどうだったかということを振り返って感想を伺いながら進めてまいりたいと思っておりますので，よろしくお願い申し上げます。

○経験者 1

生まれて初めての経験をしたわけですが、何も苦勞しなかったという記憶です。初めて経験することって非常に楽しくて、というところちょっと語弊があるかもしれませんが、知らないことを知るというのはすごくおもしろくて、あっという間の5日間を過ごしたような気がいたしております。

○経験者 2

今回、とてもいい経験をさせていただいたと思っております。深い内容は、後ほどお話しさせていただきたいと思います。

○経験者 3

中学生、高校生、大学生と子供がいるんですけども、子供たちに裁判員制度の良さというか、それを伝えることができたというふうに経験して思いました。

○経験者 4

特に苦勞したということは感じなかったです。自分としてはいい経験ができたと思っております。

○経験者 5

実際、裁判自体は見るのも初めてで、やはりテレビで見ていたとおりのことが目の前で行われているなというのを実感しました。

あと、量刑についてですが、やはり自分たちである人の人生の何年間を決めてしまうということもあり、判断は重たい気持ちを持ってさせていただきました。

○経験者 6

裁判員裁判に参加する前は、不安があるといえば不安がありました。今まで全然経験のないことですし、分からないことだらけの状況で人を裁かないといけないということに不安がありましたが、実際、来てみたらいろいろわさで聞いているのと大きなギャップがありました。裁判官や職員の方に非常に親切にしてもらって、やりやすくしてもらったので、非常にいい経験をさせてもらったと思っております。

○経験者 7

私は仕事を退職しておりましたので問題はありませんでした。やはり日程的に4日間続けて休むとなればちょっときついかなというのが正直なところです。

○経験者 8

裁判員裁判に参加するのに一番大変だったのは、職場の休みをもらうということでした。休みをもらうために、週末も仕事に行き、結果的に休みもなく仕事をしなくてはならなかったことが一番大変なところでした。

○経験者 9

裁判員をやる前は不安しかなくて、分からない状態だったんですけど、メンバーにも恵まれて、楽しく意見交換することができたので、すごくいい経験をさせてもらったと思っております。

○経験者 10

裁判所までが遠かったのも、毎日、通うのがすごく大変でした。また、裁判員裁判が終わった後、被告人が今どんな生活をしているのだろうか考えたりすることもあって、その後いろいろな考えることがありました。

○経験者 11

苦労した点は、どんよりとした空気、重たい気持ちなどを家に持って帰らないようにすることでした。

○経験者 12

最初、裁判員の通知が来た時には、まさかと思う人がほとんどだと思います。そして、2回目の選任手続期日のお知らせが来た時には、形になってきますので、もしかしたら裁判員になるのではないかと、仕事の方をどうするかとかいろいろなことを考えたりします。裁判員を通して、本当にいろんな勉強をさせてもらいました。

○司会者

今、全体的な感想を全員の方からお聞きしましたが、最初、裁判員候補者として呼出しがあって選任されていくまでの過程の中で、あるいは選任されて期日までの

間に、それなりに心の整理もあるし、職場や家庭の調整などもあったと思いますが、
どういう御苦勞があったのかとか、どういう感じで臨まれたのかというところをお
聞かせいただければと思います。

○経験者 1 1

職場に休みをもらうというのが一番大変で、最初は参加してもいいよという感じ
だったのですが、裁判員に決まりましたと言ったら、何で断らなかったのと職場で
言われ、その後、何か断れる理由はなかったのかとかいろいろ言われました。とに
かく裁判所に平日 5 日間来て、その間自分の休みが全くなかったのはさすがに一番
きつくて、2 週間ぐらいつと仕事していました。職場では私が裁判所にお伺いし
ている時は休みの扱いで、職場としては休みをやっているのだからという感じがあ
ったので、正式に休みがもらえる方法があればということを感じました。

○司会者

経験者 3 の方はお子さんがいらっしゃるとのことでしたが、お子さんの方は大丈
夫だったのでしょうか。

○経験者 3

子どもが大きいというのもあって、特に支障はなかったです。楽しく来させてい
ただきました。

○司会者

結構遅くまで法廷があったと思われませんが、お食事とかはどうされたのですか。

○経験者 3

確かに弁当とかが増えました。

(笑いが起こった。)

○司会者

やはり一日終わって帰るとぐったりという感じですか。

○経験者 3

そうですね。洗濯物とかが非常に多かったの、主人に手伝ってもらったり、子

どもたちが洗濯物をたたんでくれたりと、そういう面ではすごく子どもたちも気を遣って補助をしてくれ、みんなして応援してくれました。

○司会者

経験者5の方は仕事の関係などはどうでしたでしょうか。

○経験者5

仕事はある程度、電話で済ませたというような感じでした。直接する仕事以外には、行き帰りの電話対応である程度、済ますことができたので、特に心配とかはありません。

○裁判官（富田）

お仕事でお休みを取れる方でも、裁判所から帰って、夕方や土日に仕事をされる方も多かったのではないのでしょうか。また、遠隔地の方から参加いただいた裁判員等経験者の方から何か御意見はございますでしょうか。

○経験者10

私は出水という遠方から来ていました。おれんじ鉄道とJRを使うと片道2時間ぐらいかかって、時間によっては2時間以上かかるときもあります。相談して新幹線代を片道だけ出していただいたんですけど、この行き帰りが本当にすごくきつかったです。ただ、職場の方から、この裁判員をしている日当とか交通費とかは税金から出ているんだよ、税金でもらっているお金だけの働きをしておいで、新幹線代を片道もらっているのだから頑張って行ってきなさいと言われました。

（笑いが起こった。）

これとは話がちょっと変わるんですけど、私の職場の経営者の方には、裁判員に選ばれたときに、行っておいでと、ころよく言っていたんですけど、直属の上司が、この裁判員はどうやって選ばれるのか、何か応募でもしたのかというふうに聞かれました。まだ、裁判員の選ばれ方も知らない人もいるんだなと思って、この裁判員というものを説明するのに結構大変な場面もありました。

○司会者

仕事をされている方は職場の関係で御苦勞がおありになる方もいらっしゃるのではないのでしょうか。ほかに職場の関係でいろいろと説明を求められた方はいらっしゃいますか。

○経験者 2

先ほどみなさん大変御苦勞されたということですが、私は志布志から裁判所に来ましたけれども、宿泊にさせていただきましたので、皆さんには大変申し訳ないのですが、充実した日を過ごせました。職場もちょうど3月末で定年退職して、1カ月間お休みでしたので、職場に配慮とか、そういうお願いもすることもなく、宿泊もできて大変助かりました。

裁判中に苦勞したとか、それから悩んだりということもほとんどなかったです。すごくいい経験ができたと思っております。知人は候補者にはなりましたが、裁判員には選ばれなかったということで、すごく残念がっていました。裁判所から裁判員の通知が来たけれども絶対したくないというような話も聞きますけれど、そういう時には私はいろいろ勉強になったとお話ししています。

○経験者 6

うちは会社が認めてくれていて、行ってきなさいということでしたので、特に裁判所に来ることに対しては問題ありませんでした。割り切って職場の事はもう何もしないよとばっさり切り捨てて裁判所に来ました。その辺については特に苦勞はしなかったです。

○経験者 7

私は、阿久根から川内で乗り換えて、川内駅から中央駅まで立ちっ放しで、63歳ですけど、きついなと思いながら、結局、2日間は通って、3日目は裁判所の近くの旅館に自費で泊まりましたので、4日目は楽だったです。朝が早いものですから、家内も一緒に起きないといけなくて、それがきつかったんでしょう、家内が、私も泊まるわと。3日目の晩は家内と一緒に泊まって、4日目は私が裁判所に来ている間、家内は天文館近辺をぶらぶらと遊んで、そして終わった後に一緒に帰り

ました。

(笑いが起こった)

やはり朝早く出てきて、帰りは阿久根駅に着いた頃は暗かったですから、相当きつかったですね。阿久根からは新幹線もないですから、宿泊できるように変えてもらったほうがいいかなという感じがします。

○司会者

どうもありがとうございます。御苦労さまでした。

やはり裁判所に来るのが遠い方は負担感はあると思いますが、宿泊につきましては、距離等の条件で難しい所はあるのかなと思います。

ほかに裁判員に選ばれて実際に始まるまでの調整等で何かありませんでしょうか。周りの反応やご家族などはどういう感じだったのでしょうか。協力的だったという方もいらっしゃると思いますが、おおむね皆さんご家族は協力的だったということでしょうか。

○経験者 8

私は勘違いして、通知が来た時点でもう裁判員に選ばれたものだと思っていました。最後に6名だけ残るということも何も考えず、選ばれているものだと思って来まして。まんまと選ばれましたけれども、高校2年生の子どもがいるんですけど、ちょうど裁判員裁判の授業をしていたらしく、子どもと私の2人で勉強だねと話をしていました。下に小学生の子どもが2人いるので、その子達にどんよりした重たい空気を絶対見せないようにと気を遣いながらの5日間でしたけど、周りの裁判員の方がみんな本当に協力してくれて最初から応援してくれていましたので5日間大丈夫でした。

○司会者

どうもありがとうございました。

それでは、次のテーマとして、実際の審理が始まってからのことをもう少し振り返ってお話をいただけたらと思います。

審理について、今となつては記憶が薄れていらっしやるかもしれませんが、刑事裁判の場合は、人定質問や起訴状朗読があった後、最初に検察官が冒頭陳述というのをして、弁護人も冒頭陳述をします。要するに、これからこういう証拠によってこういう事実を明らかにして、検察側は被告人の犯行の事実を立証していきますよというふうなことを、弁護人は被告人にこういう事情があったということと、被告人に酌むべきこういうことがありますよというような主張、お互いの言い分を述べ合います。その後、相互が主張する事実関係が本当にあるのかという証拠調べを行います。現場の見取図や供述調書を調べる段階と、証人尋問なり本人尋問という、人の話を聞くというところが2段階に分かれたと思います。少し順を追っていきまされたけれども、最初の冒頭陳述は、何をやっているのか分かりにくいのではないかという気もするのですが、よく事件の内容が分かったという感じだったのか、何をしているのか分からなかったというのか、どのような感じで聞かれていましたでしょうか。

○経験者1

よく分かったと言ったほうがいいのでしょうか。冒頭陳述があつて、証拠調べがあつて証人尋問という一連の流れがあつて、裁判官の方が、その都度説明を加えていただきましたので、余り戸惑うこともなく、私の場合は行けたというふうに思っています。

○司会者

何かこの辺が分かりづらかったとか、もうちょっとこうすればよかったのではないかというような御意見はありますか。今日は検察官、弁護人も参加していますので、存分に意見を言っていただいて参考にさせていただけばと思いますがいかがでしょうか。

○経験者4

最初聞いているときは、ただ読み上げられている内容を頭に入れる感じで、正直言って、それで理解できるかといえば、その辺はちょっと考えることが多かったで

すけれども、部屋に戻って裁判官の方にいろいろ説明を受けると理解できました。裁判官の方の説明で、ここはこういうことを言っているのですよという、そういうアドバイス、お話があったから進んで行けたのかなと思いました。

○司会者

検察官、弁護人には耳の痛い話だったかもしれませんが、裁判官の説明が2度目だったから、2度聞いたから分かりやすかったということなのか、説明の仕方がこういうふうになっていたから分かりやすかったということなのか、どういうことなのか教えていただければと思います

○経験者4

冒頭陳述がありますよね。それを聞いて、私たちは何をするんだろうと、その時点では思いました。ただ聞いているだけで、それ以上のことは何もできないわけですので、その後で、それがどういうふうになっていくのかというのは、やっぱり裁判官の方の説明がないと理解できないと思います。

○経験者7

経験者4の方と同じ裁判なんですけど、検察官の冒頭陳述は、犯行に至るまでをずっとやっているんですけど、後でよく考えたら、被告人は認めているわけで、冒頭陳述がそんなに長々と必要なのかと私は感じました。飲み屋さんでこれだけ飲みました、こんなお酒を飲みましたとかいうのが、そこまで詳しく要るのかなと感じました。

○経験者6

同じ裁判に参加しました。事実関係を細かく説明していただいて、こういうことがあったということは分かったんですけども、今、おっしゃったように、被告人の方が100パーセント認めている事件でした。あとは、計画的な犯行だったとか、そういうのがあったんですけども、そのところが実際には非常に曖昧だったような気がします。計画的だったのかどうかというのが、認めている事件には非常に大事なところだと思うのですが、そのあたりについて検察の方も弁護士の方も触れて

いないというか、そこがスルーされていました。

○司会者

検察官、弁護人が何か一番大事なところをスルーしていたのではないかと厳しいご指摘がありましたが、検察官、いかがですか。

○検察官（小林）

冒頭陳述は、これからこんなことをやっていきますよというところで、皆さんに事件の大枠というような、そういうところを理解していただくと思ってやっておりますが、やはりそういうところで、ポイントに絞った、ここが大事だよというところに一番焦点を当てていくというのは、これからの課題でございますので、今日伺ったことを踏まえまして、今後、更に改善していきたいと思えます。

○司会者

では、弁護人のほうはいかがでしょう。

○弁護士（戸）

冒頭陳述する立場としては、大枠をつかんでいただきたいけれども、ただ大枠だけでは、今から何をするのか、どういうことについて証拠を調べるのかということを示せるだろうかという不安もありまして、その葛藤の中で、どういう情報をお出ししようかということをお悩んでいます。事件ごとに違うかとは思いますが、例えば、冒頭でお話しする中身について、私たちはこれが一番分かりやすいのではないかと考えてペーパーをお出ししているんですけれども、例えば皆さんが経験された中で、このペーパーは情報量が多過ぎるとか、これは情報量が少な過ぎるとかというのがあれば、本日、御意見をお聞かせいただければ、また持ち帰って伝えたいと思えます。

○司会者

検察官の方に対してはもう認めているから、認めているところを詳しく説明しなくてもいいのではないかと御意見があったのですが、その辺は何か意識的にやっていたらっしゃる部分もあるのではないかと気がいたします。何かこういう意

図でやっているんですというような説明をしていただければ助かります。

○検察官（小林）

認めている事件でも、やはり全体的に理解していただいた上で、最終的に、被告人に対する刑罰をどのぐらいにするかお考えいただきたいと考えております。その中でどこが大事になるのか、どこがポイントになるのかというのは、裁判員によっても違い、ある方は犯人の動機が知りたい、ある方は犯人のこういったことについて知りたいといろんな方がいらっしゃるもので、こちらもなかなかどこかに絞ってというのはやはり難しいところがあります。割と全体的に事件の全体像を御理解いただくような趣旨でやっているところでした、事件によっては、そこまで説明しなくてもいいのではないかとか、もっと説明してほしい部分があるかもしれません。まずは全体像を分かっていたとこの視点でやっております。

○経験者5

この事件自体が飲酒してからの事件だったものですから、実際、裁判の途中、被告人が1人で行動されているときは、酔っぱらっていて覚えていないと言っているもので、実際、本人にしか分からないことなんですけども、本人もはっきり覚えてないと言うし、その辺は推測でしか考えられないことです。それで、犯行状況にしても、本人は、被害者の方がこうされたと言われるから、じゃあそのとおりじゃないのですかというような感じで言われているし、どこまでが本当なのかというのが、まだ今でもはっきりしないというのが現状です。だから判断材料としては、どこまで検察の方の言うことが真実なのか、また本人はこれ以上何か隠していることはないのだろうかというのを推測するのがものすごく難しかったというのが正直ありました。

○司会者

最初に検察官が主張し、弁護人が主張した段階では、どちらが本当なのかはまだよく分からなくて、そのために、証拠調べをすることになったのだと思うのですが、なかなか微妙で難しかったということでしょうか。ありがとうございました。

それで今は冒頭陳述についての話でしたけど、冒頭陳述が終わると、今度、その冒頭陳述で双方が述べたことのどちらが正しいか、どちらが真実に近いかということで証拠調べをしていくということになります。最初は客観的な証拠といいたいでしょうか、書面、書類とか、例えば現場写真などを見ていくということになると思いますが、そういう書類関係の取調べ、現場の図面や写真などを見たりしたのは分かりやすかったですか。それとも、ここらあたりを調整すればもっと分かりやすいのではないかと思われたようなところはありませんでしたでしょうか。

○裁判官（富田）

書類の取調べの際に法壇のモニターに表示された内容がどのくらい分かりやすかったのかということをおっしゃっていただければと思います。

○経験者 9

分かりやすかったです。

○司会者

図面とか、写真の関係は、おおむね分かりやすかったということによろしいですか。視覚的に見られるので、分かりやすいということがあるかもしれません。

この中で、一部の事件に関しては、御遺体の写真とかもあつたのではないかと思います。そのあたりの取調べはどうだったか、これは必要だったと思うかとか、もうちょっとこういうふうになれば良かったのではないかとか、何かそのあたりのところの御意見はございますか。余り思い出したくないことを思い出させてしまうような質問かもしれませんがいかがでしょうか。

○経験者 11

写真についてはすっかり忘れていましたが、今、思い出しました。もう本当にすごくて、見られなかったという話もたくさん聞いていましたが、こういう写真はこういう機会がないと、絶対に誰も見ることがないと思います。

○司会者

亡くなった方の写真と再現マネキンの写真のどちらの方が気になりましたか。

○経験者 1 1

亡くなった方の写真よりも、こうやって殺人をしてしまったという再現写真の方が私は嫌でした。今考えても重いです。あの重い気持ちは家に持って帰らないように、どこに置いていこうかと。

○裁判官（富田）

御自分の何かもやもやした気持ちをということでしょうか。

○経験者 1 1

そうです。

○裁判官（富田）

どうやって発散したのでしょうか。

○経験者 1 1

発散というか、持って帰るわけにはいかないの、どこに置いて帰るべきかと、家のドアを開ける時にどうリセットすればいいかということで、とにかく家に帰っても、明るくいつもどおりの振る舞いをしないといけないというような気持ちがありました。でも、次の日また裁判所に来たら、またその写真から始まったり、いろんな意味で、毎日、本当に重くて、実際本当に重かったです。

○司会者

今のお話だと、御遺体の写真より再現のマネキンを使ってやるほうがむしろ生々しく印象づけたということでした。遺体写真については、イラスト化したりする工夫もしていると思うのですが、必ずしも遺体そのものが出ていることだけがインパクトがあるということではなくて、そういう再現的なものもかなりインパクトがあったということなのですね。

○経験者 1 0

殺人をした人を見るというのも初めてなので、その殺人をした人が出てきて、普通に話をしているというのが結構生々しいというか、こんな人がこんな殺人をするんだと。首の写真があったと思うんですけど、私はどちらかというと、ベッドの上

と首の写真のほうが印象に残っています。被害者は年配の方で、その方の首の写真だったのですが、職業柄、そういう写真を見ることがあって、何か思い出されるというか、あの時見たような写真だというような感じで、今も見ると思い出すことがあります。

○経験者 8

被害者の顔は隠されていて、全体像の写真で、ベッドに血がついているとかがなかったのですが、まだよかったのかなとか、でも後々まで頭の中に残って、最近はそのままでないのですが、若干ショックはあり、うまく言えないんですけど、テレビで見るとような殺人現場の写真とは若干違って、血が出たりとか凶器とかが特になかったので、そのあたりはまだ普通に見れたというか、ショックがないわけじゃないですけど、思ったよりはショックは少なかったのではないかと思います。

○経験者 9

私は他のメンバーよりもそこまで抵抗はなかったのですが、何か写真とか遺体とかよりも、被告人の目がすごく怖いなと思って、どちらかというところちが印象に残っていました。

○経験者 12

確かにモニターに写ったものは、本当に余りにも遺体がすご過ぎて、解剖を担当した医師から初めての傷だったということを知った時に、人の重さというか、命の重さというか、ただ壁にぶつかって死ぬ人もいれば、あれだけのひどい仕打ちをされながら死なないといけないかというか、そういうものは感じたわけです。そういう中で、一つ一つモニターに映し出され、そういうふうにして一つ一つ確実な証拠を積み上げているのだなとは感じました。

○司会者

どうもありがとうございます。遺体写真をどうするかというのは難しい問題点を含んでいますので、やはり今までの経験も踏まえて、裁判員や補充裁判員の皆様は裁判所にお越しになる前に、法曹三者で、遺体の写真などが本当に必要かどうかと

いうことを検討する必要があると思います。

それでは尋問の際に、裁判員の方が質問をされたのかどうか、質問をされた方はどういう気持ちから質問されたのかということと、質問した後、どういう感想を持たれたかということをお話しただければと思います。

○経験者6

飲み屋から、知人宅に電話をして、それより遠いところまで酔っぱらったまま行って、本当に計画性があったのかというのがはっきりしませんでした。酔っぱらってふらふら、とっさのことなのか、前もって計画的にそこまで行ったのかというのがあって、その辺の関係で質問はしたと思うんです。多分、ダイレクトにそんな雰囲気の内容で質問をしたと思うんですけど、実際には明確な答えは返ってこなかったのかなとかいうのはあると思うんですね。本来は、計画的とかという言葉が出たときには、弁護士がやっぱりそこは反論するべきところだと思ったんですけど、弁護士の方が黙っていて、それでいいよみたいな感じがあって。事実を明確にするのであれば、やっぱりそこが一番曖昧なところで、特に被告人が全部犯行を認めているのであれば、酔っぱらってて、実際どこがどうなのかいうのは、そのときは量刑に左右するかどうかは分からないんですけど、何で弁護士の方は質問しないんだろうと思って、裁判員の立場でやったという感じです。

○裁判官（冨田）

今のお話を補足しますと、被告人はある知人のところに行く予定があったということでしたが、その知人宅というのは、犯行現場より手前になるので、計画性にかかわるのではないかということで、質問されたものでした。

○司会者

質問する前に躊躇というか、不安はおありになったのでしょうか。

○経験者6

質問の前に裁判官の方と話して、こういう形で質問しますというのは協議してから質問するので、躊躇するということはなかったです。

○司会者

それともう一方、質問された経験者5の方からもお願いします。

○経験者5

基本的に聞きたかったのが、本人の気持ち、被告人の方がほとんど何もしゃべらなかつたものですから、その中で、本人の気持ちというのはどうあるかというのをちょっと聞きたかったというのがあって聞いたんです。ですから計画性ということ自体が、本当に本人がどこまで思っていたのかの気持ちが一番大切な要点だったと思ったので、一応聞いたのですが、余り明確な答えが返ってきませんでした。

○司会者

ほかの方は、質問はされなかったということですが、本当は質問したかったのだけど、なかなかできなかつたという方は、いらっしゃらないでしょうか。このあたりをもう少しアシストとしてもらえばできたのに、あの点を是非聞きたかったのにとこのようなことはなかつたでしょうか。

○経験者10

聞きたいことは、裁判官の方が代わりに聞いてくださったので大丈夫だったのですが、もし自分が本当に質問をしたら、被告人が顔を覚えていて、出所した後には何か逆襲されるのではないかという思いがありました。

○司会者

他の方はいかがですか。特に殺人事件だったということもありますけど、そのあたりの意識が強かつたということですね。

○経験者7

私は補充裁判員ですので、質問する権利そのものがありませんでした。

○裁判官（富田）

裁判員は直接質問できますが、補充裁判員はできませんので、評議の中で疑問点をお聞きして質問は裁判官が代わって聞くようにしたりもしています。

○司会者

補充裁判員でずっと関与されるのに、何か自分が積極的にできないもどかしさはおありになるのですね。

○経験者 7

同じような立場で聞いているのですが、評決の場面になると外されるという、そのあたりところがちょっと何だか複雑な気持ちでした。

○司会者

そこのところは制度上、なかなか難しいところですが、今、裁判官（富田）が言ったような形で、参加した感覚が持てるような運用ができるようになればとは思いますが。どうもありがとうございました。

最初に冒頭陳述が終わって、証拠調べがあって、最後に、証人尋問、量刑だけが問題であれば情状証人の証人尋問という過程の中で、この事件ではこの辺を考えればよいということは、証拠調べで大体分かったという感じがおありになったのか、その辺がもやもやしたままだったのか、その辺の審理全体についてどんな印象を持たれたでしょうか。

○経験者 3

全てにおいて、全くの素人の自分でも分かりやすく、分かりやすい言葉で説明していただいたので特に感じることはなかったです。

○司会者

審理が終わった段階では、考えるべきところはこういうことだなというのはつかめたという感じだったということでしょうか。

○経験者 3

はい。

○司会者

ほかの方はいかがでしょうか。

○経験者 9

裁判官の方たちからもヒントをもらったので、そこは分かりやすかったです。

○司会者

この辺がちょっと分かりにくかったというようなことはありますか。

○弁護士（栢）

要は検察官とか弁護人の説明はよく分からなかったけれども、裁判官からその補足の説明とかヒントがあつて分かるようになったのでしょうか、そのあたりをお教えいただければ助かります。

○経験者 9

メモでも十分分かったんですけど、それに加えてより分かったというか、メモも簡潔に書かれていたので、すごく分かりやすかったです。

○経験者 4

大体の流れとかその内容においては分かりました。分かったのですが、裁判官の説明によって、なお理解できたという感じでした。

○司会者

検察官のほうは特に審理全体について何か聞いておきたいこととか何かありますか。

○検察官（小林）

少し話がずれるかもしれませんが、裁判官のほうで、ある程度、時間がたったところで休憩を入れたと思います。2時間も3時間も続けて審理したら疲れてしまいますよね。何分か何十分か置き、1時間置きとかに休憩が入ったと思うのですが、大体どれぐらいの時間で休憩って入れてほしいものなんでしょうか。こちらでも証人尋問とか、例えば2時間ぐらいあるときには、どこか区切りのいいところで休憩を入れようと思うのですが、大体、皆さん、どれぐらいが御希望なのか、どれが分かりやすいのかというところをお聞きしたいのですがいかがでしょうか。

○経験者 2

私たち4月の裁判では、ちょうどいい間隔で休憩をとっていただけたので、大変助かりました。割と年齢が高くなると長時間は持ちづらくなるというのもあります

ので、ちょうどいい休憩の間でとっていただきました。

(笑いが起こった。)

裁判長からは、気分が悪くなったりとか、何か事情があったら言ってくださいというふうに言っていたので、そちらは別に心配がなかったです。

○司会者

それでは次に、評議の関係のことをお伺いしたいと思います。裁判官のほうからこういうテーマで評議しましょうという説明があったかと思いますが、裁判官の評議の際の説明というのは分かりやすいものだったのか、このあたりはもう少しこうしてもらえれば分かりやすいとか、そのような提案などがありましたら、お話ししていただければと思います。

○経験者 1

私は非常に分かりやすく進行していただいたとっております。

○経験者 8

分からないような点があつて質問したら、それに対してちゃんと答えていただいて、また、復習とかいうのも一緒にしていただいたので分かりやすかったです。

○経験者 7

まあ分かりやすかったです。検察の方はこう言っています、被告も認めていますというような説明をしてくださるので十分分かりやすかったです。

○司会者

ありがとうございます。事実認定のときに証拠調べのことなどをうまく思い出して評議できるような感じだったのか、かなり記憶が薄れて曖昧な感じになってしまったなど、事実の評議がスムーズにできたのかどうかという点はどうだったでしょうか。

○経験者 2

割と時間をとっていただけたので、自分でも整理することができましたし、いろいろ質問もできて、十分分かりやすかったです。

○司会者

このあたりをもう少し工夫してほしいかなど、何かありませんでしょうか。

量刑の関係では、被告人がどういう行為をしたとか、どうしてそういうことをしたのかと、そのあたりを中心に考えるんだというような量刑の基本的なスタンスについては裁判官の説明もあったのではないかと思います。自分としてはもう少しこのあたりを考えるべきだと感じられたなど、そのようなところはないでしょうか。

○経験者 5

量刑ですけれども、何も知らないところであって、今までの判例はこれぐらいですよと言われた時に、自分は被害者感情が強くて、それだけで済むのというような感じで最初思ってしまったのですが、その後、今までの判例だとこうですと言われて、そうなんだと納得せざるを得ない状態になったというのが正直なところ。第一印象も評議で話を進めていく中で、少しずつ変わっていったというのが現状でした。

○経験者 11

量刑に関しては、今までのこういう事件はこういうふうになっているというのも全部見せていただきましたけど、それ自体重たいのか、長いのかどうなのかも、正直いまだに判断がつかない状態です。しかし、基本がこれぐらいだということを手頭に入れて判断するしかなかったため、最後の頃はそういうものなのだなということを感じるしかなかった部分も正直あります。

○検察官（小林）

過去のものというのは、どのようなニュアンスで提示するものなのでしょう。過去の量刑資料などは、こんなものもありますよという感じで見せるのか、それともこういうグラフになってますよという感じで見せるのか、そしてその過去の判決に対する説明というのは、裁判員にどれぐらいされているかという点を教えていただきたいのですが。

○司会者

その点は裁判員の方にお伺いします。量刑的なものは参考としてご覧になったのではないかと思います，それをどういうふうを受け止められたのかお話しいただければと思います。

○経験者6

多分，ここに来られている方は，そんな経験したこともないし，はっきり言って分からないことだと思うので，審議の中で出されたら非常に助かったというか，逆に言うと，かなりの数の実績の参考になるデータだと思うので，それはそれで私はいいと思っています，検察側，弁護士側は，不服があれば不服申立てをすればいいわけですから，私は非常にやりやすかったと思っています。でないと，いつまでたっても決まらないという話になると思います。

○司会者

それはグラフ的なもの自体，参考資料として受け止めたのでしょうか，この幅の中にきっちり入りますというような感覚で受け止められたのでしょうか。

○経験者6

今回の犯罪に類似しているものが出されており，その中でどこに位置するのかということを見るのであれば，不当なものでは全然ないと私は思います。不服があれば，不服申立てできるわけですから問題ないと思います。参考になりました。

○裁判官（富田）

裁判員，補充裁判員の皆様に提示する資料は，公判前整理手続で検察官と弁護人の双方に説明して了承していただいています。

○司会者

ほかの方は，量刑資料について，どういう感じで受け止めていらっしゃったのでしょうか。

○経験者12

量刑については，あのグラフで分かりやすかったです。ただ，そういう中におい

ても、年齢の低い人、また高い人、いろんな方がおられると思いますけど、そういった要素も加味してもよかったのかなと思いました。

○司会者

加味するというのはどういうことですか。

○経験者 1 2

量刑において、もうちょっと厳しくしてもいいのではないかと思いました。

○司会者

では判決に移りたいと思います。皆さん、判決書の案のようなものをご覧になって御意見を言われたと思うのですが、最初の案を見て、自分たちの思いが大体反映されているというふうに感じられたのか、これとは全然違ってんじゃないのという感じがされたのか、そのあたりのところはいかがだったでしょうか。

○経験者 3

自分たちが今までずっと話し合ってきたのがすごく分かりやすい言葉で、上手に表現されていたので拍手をしたくなるぐらいだったのをよく覚えています。

○経験者 4

判決について、裁判員、裁判官でいろいろ評議してきて、それが反映された判決書案が出たので、それはそれでよかったと思いました。特に判決書案について問題はなかったと思います。

○司会者

判決書について、この辺をこういうふうにしてもらえなかったとか、言葉遣いが分かりにくいとか、もう少しやさしい言葉で書いたほうがいいのではないかとといった御意見はありませんでしょうか。

○経験者 1 0

最初、読んだときは、すごく読みにくいなと思いましたけど、周りの裁判員の方からこのようなものだと言われて、納得してしまいました。

○司会者

読みにくいというのは長いからでしょうか。どのあたりに原因があるのでしょうか。

○経験者 10

長いのと、いろんな要素が一文の中に一緒に入っているのがちょっと読みにくのかなとは感じました。普段読んでいる文章とはちょっと感じが違って、とっつきにくい感じでした。

○司会者

ほかの方はどうでしょうか。読みづらいつか、文章が長すぎるといった感想はありだったでしょうか。

○経験者 4

まず最初に、こういった判決文を読むのが初めてだったので、ああ、こんな感じなのかなという印象で、書いてある中身としては、何度か読み返せば分かりました。

○司会者

何度か読み返せば分かるということは、一読したのでは分からないということだったのでしょうか。

○経験者 4

最初に見た時ではなくて、また日を改めて、気になったときに何度か判決文を読み返して段々と理解できたという感じです。100パーセントとまではいかないかもしれませんが、自分なりに、ああこういうことだったのだなというのは分かりました。

○司会者

今までの御意見ですと、短くしてほしいということと、一つの文章の中にいろんな要素を入れないでほしいというような御要望のように伺いましたが、ほかの方はいかがでしょうか。

○経験者 5

私たちの事件に関しましては、評議の中で皆さんが言いたいこと、伝えたいこと

というのをすごく要約されて、また、被告人もちょっと若い方でありましたので、言葉も分かりやすく伝えていただけて、とてもいい文でできていたと思います。

○司会者

判決文は、確かに普段我々が目にする小説などの文章とは少し違いますので、まづとっつきづらいということはあるのだと思います。まだ改善する余地があるかもしれないので、裁判所の方でも考えてみたいと思います。

次のテーマは、裁判員が裁判に参加する意味についてです。実際のところ参加されてみて、こういうところが良かったとか、自分たちにとってもこういう意味があったとか、何か感じられたようなことがありましたら、是非お話ししていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○検察官（小林）

裁判員制度は、国民の皆さんの意見を刑事裁判に反映させるという制度ですが、実際に意見が反映させられたなという実感のようなものがあるかどうかという点をお聞かせ願えませんでしょうか。

○司会者

国民の一員として参加して、その国民の一人としての意見が裁判員裁判という判断までつながっていったという実感がおありになるのかということについてお聞かせください。

○経験者4

事件は強姦だったんですけど、最初、弁護士の方は、強姦でけがをされた傷は全治1週間だから軽いものだったということだったのですが、女性にとって精神的な苦痛というのは1週間で治るものでもないし、そのところはやっぱり罪を重くみるべきことではないかという意見を一応出して、判決にも取り上げられたというのは、やっぱり参加して、量刑について考えて、国民の一人として考えてできることなのではないかと思います。それに関しては、自分の意見も吸い上げられたということで、自分なりに満足感というのはあります。

○経験者6

評議の中でみんなの意見というのは十分反映されていますし、現在のルールというか、妥当性というところでは全然問題ないと思います。個人の意見というのは、今からこういう場を通じてどんどん聞いていかれると思いますが、その中で、例えば、裁判官、検察、弁護士の中で、ここはもうちょっとこうやったほうがいい、ここはもうちょっと若干重たくなるべきだというのがあれば、今後、そのルールは変更されるものだと思っているので、長い目で見ていい方向に変わっていくのであれば、それは非常にいいことだと思います。

○経験者5

正直言って、判決のところで、結局は今までの判例の一番上を検察側が言われて、一番下を弁護側が言われるのを経て、その真ん中で大体決まってしまうのかなというのもあったのですが、私なりに自分の気持ちを入れて、微力ながらも自分の意見を取り上げていただいて、本当に自分が参加した裁判の判決ができたかなと思っています。

○経験者9

私たちの意見もきちんと取り入れてくれたとは思いますが、こうなるふうの流れをつくってもらって、誘導質問じゃないですけど、そういうふうになったのかなとちょっと感じました。

○司会者

流れをつくったというのは、どういった時点のことなのでしょう。

○経験者9

質問の仕方が上手いというか答えを導き出しているというか、というふうに感じました。

○司会者

それは、ここは少し自分は違うんだけどというようなことを感じられたということでしょうか。

○経験者 9

そういうのではないのですが、何も分からない状態だから、逆にそっこのほうに流れていったというか。

○経験者 8

うまく言えないのですが、決まった方向へ向けられていくという感じではなかったと思います。

○経験者 10

今回の裁判は、本人が認めている中で、刑を軽くする理由をみんなで探ったりしていったというのがあります。その中で、こういう事例は刑を軽くするのに当たるかとか、そういう質問がありました。そういう質問をして、みんなでそれを考えていったのですが、その中で、全員が何か妥協をするほう、軽くするほうにしようとか、重くするほうにしようとかというふうになったのではないと思います。それぞれの考えを持って判決を決められたのではないかと思います。

○経験者 11

裁判員の一人ずつからたくさんの意見が出ました。いろんな意見を考えさせていただいて、それを自分が言えるという時間をそれぞれに作っていただいたと思って、私は補充裁判員でしたが、一言は言わせてもらいました。でも、聞けなかったことも、ああこれも言うておけばよかったなということも何もなく、言わされた感全然ないんですけど、結果は結果で受け止めるしかなかったと思うのですが、みんなそれぞれ晴れ晴れとした表情で終えたということは、その5日間が大変充実していた5日だったのだなというふうに思いました。

○司会者

どうもありがとうございます。皆様それぞれの思いを持って事件に向かい合っていたいただいたと思いました。

最後によりよい裁判員裁判にするために、進め方にしても、あるいは裁判所職員の接し方、あるいは裁判所の設備とか、どういう側面からでもいいのですが、改善

点の御提案がありましたら、是非伺わせていただきたいと思います。

○経験者 7

今の状態でいいのではないかと思います。

○経験者 2

私が一番最初にこの庁舎に入ったときに、まずどこに行っているのかとエレベーターの付近でおどおどしていたのですけれども、職員の方がお部屋の中から出てきてくださって、親切、丁寧に案内していただいて、その時点から、ここまで気を遣ってくださるのだなというのを実感して、全く不安を感じず、職員の方々の対応には十分感謝しております。

○経験者 1

裁判員は、男性が私 1 人で、あと補充の方も含めて 7 名の方が女性だったので、単なる偶然なんでしょうけども、何かちょっと違和感を覚えました。もちろん男性、女性によって選んでいるわけじゃないので、そういうようなことは当然あり得るわけですけども、ちょっと違和感を覚えました。

○司会者

どうしても抽選などの結果で、何か偏りが生じる場合などもあるのですね。

○経験者 4

私の事件のときは、裁判員は女性と男性が半々でした。だからよかったなと思ったのですが、女性の考え、男性の考えはやっぱりあると思います。特に強姦事件だったので、男性だけの裁判員で審理されるのとでは、評議の仕方というのは違うのではないだろうかと思いました。抽選なので、男女の比率というのがなかなか難しいと思うのですが、こういう事件だったので、男性も女性も入って審理してよかったなと思いました。そのところは何らかの方法で男女混合にできたほうがいいのではないかなと思いました。

○司会者

他の事件の裁判員、補充裁判員の方は、どんな比率になっていましたか。

○経験者 1 1

私の時は、男性 1 名でした。

○司会者

女性の方が多かったのですね。何か違和感というものはお持ちになったのでしょうか。

○経験者 1 1

内容によっては、先ほど言われたみたいに半々ぐらいにできたほうがいいとすごく思いますけど、今回の件に関しては、いろんな角度から見ることができたので、何の違和感もなく私は進められたと思います。

○経験者 1 0

裁判官の方が 3 人とも男性だったので、裁判員としてはやはり男性と女性の比は同じほうがいいのかと思います。やはり相手が男の方だったので、どういう気持ちだったんだろうとかというのは少し難しいかなと思います。

○司会者

ありがとうございました。男女比率については、制度的な問題であることから簡単に動かせる話ではないと思いますけれども、そういう考えをお持ちの方がいらっしゃることを、今後、考えていく必要もあるかなと思いました。

最後にこれだけは言っておきたいというようなことがございましたらどうぞ。

○経験者 3

殺人未遂の裁判でしたが、評議のときに、過去のデータを見て話を進めていったのですけれども、後になってから、例えば死に至る事件を起こした方の量刑とかを見て、それをもし知っていたら、もうちょっと軽いほうがよかったのかとか、逆に、人を殺してこれくらいの量刑なんだと思う自分もいたり、普段テレビで量刑について聞くときには、大体大きな事件で無期懲役だとか何十年とかしか耳にしてなかったので、人を殺して 10 年ちょっとで出てくるということを知らなかったです。もちろん過去をベースにして考えるのは大事だと思うのですが、人を殺した事案で一

番軽い方の刑を見ていたら、私の担当した事件ももうちょっと軽くてよかったのかなとかいうのをすごく感じました。

○司会者

ありがとうございます。我々裁判官も、有罪か無罪か、執行猶予にするかどうか、後で思い返すということはやはりあります。自分がかかわったところが、頭の中に残っていて、他のものを見たときに、本当にあれでよかったのかという思いをされたということかと思いますが、それだけ真剣に取り組んでいただいた表れというふうに思いました。

では、時間になりましたので、これで終わらせていただきたいと思います。

どうも皆様方、長時間にわたりましてどうもありがとうございました。

第2 報道機関との質疑応答

○鹿児島放送

証拠調べのときに遺体の写真が出ることと出ないことで、判断に違いが出たのではないかと思います。いかがでしょうか。

○経験者8

写真を見て、特にそれで量刑が変わるといようなことはなかったと思います。

○経験者9

経験者8の方が言われたように、写真があったかなかったかで判断が変わることはなかったと思います。

○経験者10

私も量刑が変わることはなかったと思います。

○鹿児島放送

そうすると、写真はなくてもよかったということでしょうか。

○司会者

例えばイラストなどでもよかったのではないかということでしょうか。

○経験者10

イラストなどでよかったのではないかと思います。強い力が加わって、首を絞めて殺したというのは、お医者さんの証言などでも分かったので、特に必要はなかったと思います。

○南日本新聞社

生々しい遺体写真を見なくても、例えばイラストであったり、それに加えて、解剖された医師などの証言があれば、量刑判断などには影響しないということなのでしょう。

○経験者10

私の担当した事件は首を絞めて殺していたので、首の写真はまた別で出ていましたけども、殺意があったのかどうかということについてみんなで話し合ったのですが、その写真からの判断ではありませんでした。

○朝日新聞

皆さんにお聞きしたいのが、守秘義務についてなんですけども、もやもやした気持ちで御自宅に戻られたかもしれませんが、家や職場に帰ったとき、上司に聞かれた時とか、もしくは自分から言いたくなってしまうといった場面に直面した時にどう向き合ってこられたか、何かストレスに感じるようなことはありませんでしたか。

○司会者

どうやって気持ちの整理を付けているのかということでしょうか。

○経験者1

実は、特に酒を飲んだときに、人にしゃべりたくてしょうがなかったのですが、判決があった次の日には新聞に出ましたので、その程度のことはしゃべっていいのだなど、要するに評議の中の内容をしゃべらなければいいのだなどというのが分かりました。

○経験者6

裁判員というのは、いろんなことを聞かれても守秘義務、守秘義務と言われます

が、判決が出た後は、ニュースでもやってるじゃないかという思いはあります。裁判中は適当にあしらっていました。

○西日本新聞

被告人のこれからの生活を裁判員が左右することになるという重みをどのように感じておられますか。

○経験者10

被告人の方が、私たちが決めた年月の間、刑務所にいないといけない、その間、持病もある中で生活をしていかないといけない、今はどうなのだろうとか、少しは元気になっているのかなとか、ちゃんと治療が受けられているのかなというのを思いました。

○経験者5

被告人のこともなんですけども、実際、その家族の方が、判決が出たことによって新聞に出て、今まで知らなかった全ての方に知られてしまって、すごく住みにくくなっているのかなというのを想像したときは、これからどうしていくのかなと。また、刑期を終えて帰られて、実際、田舎のほうでしたので、特に帰ってやり直せるのかなというのは心配でした。

○西日本新聞

裁判員をされるということは、紙面で事前に報じられているような大きな事件が多いと思うんですけども、自分が担当する事件についての事前報道の影響がありましたでしょうか。

○経験者5

全く知らなかったです。

○経験者8

報道をされていたなという感覚はあったのですが、中身まできちんと覚えてはいませんでした。前にテレビ、新聞で出ていた殺人事件なんだなという認識はありました。

○経験者 9

普段、あまり新聞とかテレビとかは見ないので、全く知らない事件でした。

○経験者 10

私も全く知りませんでした。

○経験者 12

私の場合は全く知らず、逆に知らなかったからよかったのかなという感じはします。